

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)  
Q&A

目次

項番	質問	頁
Q1	補助の対象となるのは、どのような経費ですか。	2
Q2	看護職員とは、どのような職員ですか。	2
Q3	事業実施の場所は決まっていますか。	2
Q4	既に短期入所の指定を受けている事業所も補助対象となりますか。	2
Q5	看護職員は常勤である必要がありますか。	2
Q6	看護職員は新たに雇用する必要がありますか。	2
Q7	補助金額はいくらですか。	3
Q8	補助金の対象期間はどのように考えればよいですか。	3
Q9	補助金を事業開始前に受け取ることはできますか。	3
Q10	補助金の額は、実績に応じて減額されることはありますか。	3
Q11	補助金の交付決定後に、要件を満たさなくなった場合はどうなりますか。	3
Q12	この事業を実施した場合、事業所から福岡市への報告は必要ですか。 また、補助金は、どのように支払われますか。	3

Q1 補助の対象となるのは、どのような経費ですか。

A1 福祉型強化短期入所を実施するために必要となる、看護職員の配置に係る雇用費が補助対象経費です。

なお、雇用費とは、給与だけでなく、採用・福利厚生・教育・管理等を含めた総合的なコストを指します。

Q2 看護職員とは、どのような職員ですか。

A2 保健師又は看護師若しくは准看護師をいいます。

Q3 事業実施の場所は決まっていますか。

A3 福岡市の指定を受けた福祉型強化短期入所事業所に限ります。

また、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱別表第1に示す地域に所在する事業所が補助対象となります。

Q4 既に短期入所の指定を受けている事業所も補助対象となりますか。

A4 福祉型強化短期入所としての指定を受けていない事業所で、新たに指定を受けることが見込まれる事業所であれば、対象となる可能性があります。詳細は福岡市へお尋ねください。

Q5 看護職員は常勤である必要はありますか。

A5 常勤の看護職員を1人以上配置する必要があります。

Q6 看護職員は新たに雇用する必要がありますか。

A6 新規雇用のほか、法人内における配置換え等により常勤配置が確保される場合も、要件を満たせば差し支えありません。

Q7 補助金額はいくらですか。

A7 補助金の額は、1施設あたり年額400万円を上限としています。年度途中から事業を開始する場合は、原則として月割り計算となります。

Q8 補助金の対象期間はどのように考えればよいですか。

A8 補助対象期間は、補助対象経費を要する月から当該年度末までです。

Q9 補助金を事業開始前に受け取ることはできますか。

A9 必要と認められる場合には、補助金の全部または一部を事前に交付することができます。希望する場合は、所定の様式により申請してください。

Q10 補助金の額は実績に応じて減額されることがありますか。

A10 補助金の額を確定する際、福祉型強化短期入所事業所が受け取る障がい福祉サービス費との調整のため、サービス提供日数に応じて、一定額を減額する場合があります。これは二重給付を調整するための措置です。

Q11 補助金の交付決定後に、要件を満たさなくなった場合はどうなりますか。

A11 福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たさなくなった場合などには、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。すでに交付された補助金については、返還を求める場合があります。

Q12 この事業を実施した場合、事業所から福岡市への報告は必要ですか。  
また、補助金は、どのように支払われますか。

A12 事業を実施した短期入所事業所は、補助対象期間終了後速やかに福岡市へ「補助事業実績報告書」、「事業報告書及び収支報告書」、「医療的ケア見者受入れ状況一覧」及び「請求書」を提出してください。その後、指定の口座へ補助金をお支払いします。